

公益財団法人愛知臨海環境整備センター
役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知臨海環境整備センター（以下「センター」という。）定款の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいい、非常勤役員とは、役員のうち、それ以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務を遂行に伴い発生する旅費、通勤手当、手数料等の経費をいう。

(報酬等の種類)

第3条 役員及び評議員に支給する報酬等の種類は、常勤役員にあつては、報酬、地域手当及び期末手当とし、非常勤役員及び評議員にあつては、報酬とする。

2 前項に定める報酬等のほか、常勤役員には、通勤手当を支給する。

(報酬等の基準)

第4条 常勤役員に対する報酬等は、各年度の総額24,000千円を超えない範囲において、次条及び第6条に定めるところにより決定する。

2 非常勤役員の報酬は、各年度の総額1,800千円（うち非常勤監事200千円）を超えない範囲において、次条に定めるところにより支給することができる。

3 評議員の報酬は、定款で定められた各年度の総額の範囲内において、次条に定めるところにより支給することができる。

(報酬の額)

第5条 常勤役員の報酬は、月額で支給し、その額は、役員の職務等を考慮して、理事会で定める。

2 非常勤役員の報酬は、日額で支給し、その額は、理事会等出席の都度、1人1日当たり13,000円とする。

3 評議員の報酬は、日額で支給し、その額は、評議員会出席の都度、1人1日当たり13,000円とする。

(地域手当、期末手当及び通勤手当)

第6条 常勤役員の地域手当、期末手当及び通勤手当は、職員の例により支給する。

(費用弁償)

第7条 役員及び評議員に対して、その職務を遂行するために必要な費用を弁償することができる。

2 前項の費用弁償は、職員の例による。

(支給方法)

第8条 報酬等及び費用弁償の支給方法は、職員の例による。

(補則)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人愛知臨海環境整備センターの設立の登記の日から施行する。

2 財団法人愛知臨海環境整備センター役員の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和63年8月3日制定）は、廃止する。